広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等に対する意見公募手続の結果について

令和８年８月１４日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

「広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等」について、令和８年５月２２日から同年６月２２日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

１．意見募集期間等
意見募集期間　令和８年５月２２日（金）～令和８年６月２２日（月）まで
実施方法　電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール

２．提出意見等

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	改正後省令第９条第３項について、交付金額の算定には、裁量の余地がないと思われることから、「同意」よりも「確認」の方が適切ではないか？	原案通りといたします。 交付金と貸付けの額の配分については、値差収益の適切な執行を図る観点から、確認のみならず経済産業大臣も意思決定をすることとし、「同意」という用語を採用しております。
2	電力供給の安定化という大義名分のもと、広域運営のためのコストを、事業者側の経営努力なしに安易に消費者に転嫁するような仕組みは認められない。 電力広域的運営推進機関の役割は、国民生活に直結するインフラの安定を確保することである。しかし、広域的運営のための制度変更やコスト増が、最終的に高止まりする電力料金という形で消費者に全て転嫁される現状には強い懸念を持つ。 コスト構造の開示：広域運営に関わる費用負担の増大が、なぜ必要不可欠なのか。その根拠を国民に分かりやすく開示し、事業者側が最大限のコスト削減努力を尽くしたのかを証明すべきである。	御意見ありがとうございます。 地域間連系線の整備は、レジリエンスの強化を通じた電力の安定供給や、再エネ導入拡大やそれを通じた燃料費や二酸化炭素排出量の削減の観点等から非常に重要です。 整備に係る費用については、電力広域的運営推進機関の委員会において、有識者によりその費用の妥当性を検証しており、認められた金額のみを回収することとしています。 また、検証内容や結果については、電力広域的運営推進機関のウェブサイトなどを通じて、お示しすることとしています。

	不当な転嫁の禁止：企業間の調整不足や経営判断のミスに起因するコストまでを、広域運営を理由に消費者に負担させるような運用は断じて許されない。 弱者保護の視点：制度改正が、結果として低所得者や高齢者世帯へのさらなる負担増につながることを防ぐため、公的な補助や配慮を含めた総合的な対策をセットで検討せよ。	

３．問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課